

入 札 説 明 書

「農業用排水路の凍上対策工法標準設計マニュアル適用条件検討業務委託」の入札については、入札公告文及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札参加資格者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（県土整備部長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の申請の日から落札決定の日までの間に、岩手県から建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日制定。以下「措置基準」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 申請日から落札決定の日までの間に措置基準に準拠し文書警告を受けていないこと。
- (5) 入札日現在で、岩手県に本社、支店又は主たる営業所を有していること。
- (6) 岩手県県税条例（昭和 29 年岩手県条例第 22 号）第 3 条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
- (7) 事業者の代表者、役員（執行役員含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (8) 過去 10 年間に国又は地方公共団体が発注した開水路（用水路又は排水路）の実施設計を受注した実績があること。
- (9) 入札日現在で「建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（昭和 58 年岩手県告示第 1328 号）」による建設関連業務競争入札参加資格者名簿の農業土木業務に登録されている者であること。

2 入札参加資格の確認等

- (1) 公告で指定された期限までに当該委託業務の入札参加資格の有無について確認を行うための申請書及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
- (2) 入札参加資格の確認結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書をもって、参加する者に通知する。

3 申請書及び資料

- (1) 申請書及び資料とは、次の様式により作成されたものであること。
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）
 - イ 過去 10 年間に国又は地方公共団体が発注した開水路（用水路又は排水路）の実施設計を受注した実績があること。（様式第 2 号）
- (2) 申請書及び資料の提出は、公告で指定された提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受付けない。

4 入札参加資格がないと認めた者に対する説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、岩手県農林水産部農村建設課総括課長に対し書面（様式任意、ファックス）によりその理由の説明を求めることができる。
 - ア 提出期限 令和 7 年 5 月 27 日（火）午後 5 時

イ 提出先 岩手県農林水産部農村建設課 FAX 019-629-5694

(2) 前号の説明は、書面により行うものとし、令和7年5月29日（木）午後5時までにファックスにより送信する。

5 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札書記載事項等

入札書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書に「入札書」である旨記載
- (3) 入札金額
- (4) 入札件名（委託業務名）
- (5) あて名（岩手県知事 達増 拓也とする。）
- (6) 入札参加者住所・氏名（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所氏名、受任者氏名、頭書に「代理人」と記載する。）

7 入札等

- (1) 入札参加者は、代理人に入札をさせるときは、その委任状を持参させなければならない。
- (2) 再度入札を行う場合の入札者は、当該入札について不参加の申し出を行う者を除き、最初の入札における入札者のみとする。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する入札
- (2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印をしていない入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一委託業務の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

10 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。
- (2) 初度の入札を含む入札執行回数は3回とし、この限度内において落札者がいないときは入札を打ち切る。

11 入札の不参加

- (1) 入札参加資格確認の結果、資格を有すると認められた者は入札に参加しなければならない。ただし、やむを得ない事情により入札に参加できない場合はこの限りではない。
- (2) (1)ただし書の規定により入札に参加できない場合には、次のア又はイに掲げるところにより申し出て契約担当者の承諾を受けなければならない。
 - ア 入札執行前にあっては、入札不参加願（様式任意）に詳細な理由を明記して入札執行機関に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達したものに限る。）すること。
 - イ 入札執行中にあっては、入札不参加願又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出すること。
- (3) (2)の規定により入札執行機関の承諾を受けて入札に参加しなかった者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けることはない。

12 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

13 契約締結の留意事項

- (1) 落札者の決定後、委託契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札説明書 14 に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
- (2) 契約にあっては、委託業務の全部を一括して若しくは設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

14 契約の成立要件

落札者の決定後、この入札に付する業務に係る委託契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

- (1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（県土整備部長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (2) 岩手県から措置基準に基づき指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 措置基準に基づき文書警告を受けていないこと。
- (4) 事業者の代表者、役員（執行役員含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

15 契約に関する事項

- (1) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 5 以上の額とする。

ただし、会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）会計規則第 112 条に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約の条項は、別添業務委託契約書案のとおりとする。

16 本説明書等についての疑義

- (1) 本説明書等について疑義がある場合は、令和7年5月22日（木）午後5時までに書面（任意様式、ファックス）により、岩手県農林水産部農村建設課総括課長まで申し出ることができる。
- (2) 前号の疑義に対する回答は、令和7年5月26日（月）午後5時までに回答書をファックスにより送信する。

17 その他

- (1) 手続における交渉は無いこと。
- (2) 提出された書類は返却しないこと。
- (3) 提出書類作成に係る費用は、提出者の負担とすること。
- (4) その他入札参加資格の確認にあたり、必要な書類の提出を求める場合があること。
- (5) 申請書又は資料等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止の措置を行うことがあること。